

平成22年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改正について

平成22年4月1日
沖縄県土木建築部

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の品質確保に関する法律」の主旨等に沿って、入札・契約制度の透明性・公平性・競争性の確保・向上のため取り組んできたところであります。

平成22年度は、「公共工事の入札・契約の適正化の推進について」の国の要請を受け、一般競争入札の拡大等による公正な契約手続きの確保、県内企業の育成や公共工事の品質の確保を図るため総合評価方式の拡大、県内企業受注の適正化やダンピング受注の排除等に向け、次のとおり入札・契約制度の改正を行います。

1 一般競争入札の拡大

(1) 一般競争入札の適用範囲の拡大

- ・これまで指名競争入札を適用していた工事の一部に、一般競争入札を実施することで入札参加機会を拡大します。
- ・一般競争入札の適用範囲を次のとおり引き下げます。

現 行		⇒	改 正	
土木工事	3億円以上			設計金額5千万円以上
建築工事	3億円以上			
電気工事	5千万円以上			
管工事	8千万円以上			

- ※ ① 次の工事で一般競争により難しい場合は、指名競争入札とすることができます。
- ・災害などの緊急を要する工事
 - ・本県の気象条件を考慮した適期施工に配慮しなければならない工事
 - ・発注時期に制約のある工事 など
- ② 上記以外の工事については、一般競争入札による競争入札が適切と判断した場合は、一般競争入札によることができるものとする。

(2) 一般競争入札の地域要件

現 行		⇒	改 正	
土木・建築	3億円以上			土木・建築
電気工事	5千万円以上	電気工事		5千万円以上
管工事	8千万円以上	管工事		5千万円以上
<ul style="list-style-type: none"> ・全県区域 ・本県に本店又は営業所がある者 ・同種工事の施工実績のある者 			<ul style="list-style-type: none"> ・全県区域 ・必要に応じて資格審査数値等を設定する。 ・施工実績等、必要な条件を設定する。 	
			土木・建築 1.5億円未満 <ul style="list-style-type: none"> ・事務所所管区域を基本とするが、業者数が多い管内については区域を分割する。 ・必要に応じて資格審査数値等を設定する。 	

- ※ ①原則企業数は、21者以上とします。
- ②工事の種類などにより、応札可能な企業数が確保できない場合は全県に拡大します。

2 総合評価方式の拡大

- ・原則、設計金額5千万円以上の工事を総合評価方式一般競争入札で実施します。
- ・簡易型・特別簡易型で150件以上を実施予定です。
- ・拡大に伴い、事務の効率化、迅速化に取り組みます。

現 行		⇒	改 正
土木工事	3億円以上		設計金額5千万円以上
建築工事	3億円以上		
電気工事	5千万円以上		
管工事	8千万円以上		

3 設計金額の事前公表の取り止め

(1) 事前公表の取り止め

競争入札に付する全ての建設工事について、設計金額の事前公表を取り止めます。

現 行		⇒	改 正
土木工事	5千万円以上		250万円以上の全工事
建築工事	5千万円以上		
電気工事	2.5千万円以上		
管工事	2.5千万円以上		

① 予定価格

- ・従来どおり事後公表とします。
- ・設計金額は公表しません。

② 入札回数

- ・入札回数は2回までとします。
- ・再入札は開札日以降に行います。
- ・再入札において工事費内訳書の提出は不要とします。

③ その他

- ・設計金額の事前公表の取り止めに伴い、情報管理の徹底を図る観点から執務室への入室制限を行います。
- ・不当な情報要求や不当な働きかけを行った業者に対し指名停止措置等を行います。

(2) 不正防止

入札・契約等に関する不当な情報提供要求及び不当な働きかけについての対応要領を制定します。

(3) 工事費内訳書の提出

設計金額の事前公表の取り止め後も、談合の不正行為やダンピング防止及び適正な積算を促進するため、工事費内訳書の提出を求めます。

4 不良不適格業者の排除

暴力団関係企業等の不良不適格業者の排除の徹底を図ります。

5 実施時期

平成22年4月1日以降に公告又は指名通知を行う入札から施行します。

6 問い合わせ先

沖縄県土木建築部土木企画課
建設業指導契約班

TEL : 098-866-2384

FAX : 098-866-2399